

第1部 環境学習の目標

(1) 環境の定義

環境学習の目標を定めるにあたって、環境学習における「環境」の定義はどのようなものと考えられるでしょうか。

常識的には、環境とは周囲をとりまいている生物の生活範囲である外界の状況や条件であると考えられます。しかし、環境と外界は違う概念です。ドイツ語では、生物をとりまくすべての外界の条件を「ウムゲブング Umgebung」といい、他方、生物の感覚が把握する主体的な世界、つまり外界の条件のうち生物の生活に関与するものを「ウムヴェルト Umwelt」というように区別します。したがって、環境は、生物が主体的に認識できる世界で、その生物にとっての生命息域的なものを意味するといえましょう。

さらに、生物でもある人間と環境のことも考えておく必要があります。人間にとっての環境とは、「人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている」（「人間環境宣言」1972年）と述べられています。人間だけではなく、すべての生命は環境主体として環境と相互作用をしながら生きています。とくに人間は、環境において精神的な営みも行なっています。

ところが人間は、知識と技術によって人間だけの利便性や幸福を求めすぎて、生態系の「生産者（緑色植物）－消費者（動物）－分解者（微生物）、そしてそれらが循環する場（大気、水、土壌、日照など）」という環境を破壊してきました。ここに環境問題が生じたのです。

そのために、学校教育において「総合的な学習の時間」（教育課程審議会 平成10年）が提唱され、創意工夫を生かした特色ある教育活動の時間と自ら学び自ら考える「生きる力」が主張されました。その学習活動の例として、国際理解、情報、環境、福祉などの総合的・横断的な課題が示されました。その中でも、環境教育は重要な位置を占めます。

したがって、環境教育は、環境問題と総合的な学習を含むこととなります。その意味で、人間をもう少し限定して「子ども」と考えますと、環境教育は子どもたちに環境に関する課題を教える環境学習であるとともに、全人的な子どもを育てる教育でもあることが理解されます。まず環境問題に関して、自然環境における生態系の理解と環境問題の解決の方法を学び、循環型社会をめざすような子どもや若者を育てることが教育目標とされます。しかしさらに、環境問題を解決する教育の前に、心豊かな子どもに育てておくことを前提とした教育が必要です。そのような環境教育や環境学習においてこそ、自ら学び自ら考える力を培い、「生きる力」を育むことになりましょう。

その意味で、環境教育や環境学習の目標は教育の本質に裏づけられていると考えられます。またその性質は、総合的・横断的なものであるだけでなく、個々のテーマや経験を統合する知恵を培うものでもあります。このようにして、環境教育及び環境学習の目標は全人的な教育とともに、環境問題を解決することにあります。

(2) 地球環境問題と地域環境問題

私たちの「かけがえのない地球 Only One Earth」は、多様な生物が共生している美し

い惑星です。それは、約 40 億年の生命の歴史をもち、豊かな水と大気そして適度な温度と光に恵まれた星なのです。こうした考えから、地球は一つの大きな生態系といえるでしょう。

この生態系で生活を営む人間は、歴史と文化を築き文明を発達させてきましたが、ここ数百年の間に人間と環境との相互関係をアンバランスなものにしてしまいました。18 世紀の産業革命以後、人間は豊かで便利な生活を求めてきたのですが、急速な工業化と人口増加により地球の生態系を崩す環境問題を引き起こしました。経済的な富と生活の利便性の追求は、大量生産・大量輸送・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって達成されたものでした。そして、このような「豊かさ」と「大きさ」を志向するライフスタイルは同時に、公害として社会環境や自然環境を破壊することになりました。

日本では、「水俣病」「四日市ぜん息」「イタイイタイ病」「新潟水俣病」などの公害問題が生じました。そのときはじめて、人々は生命と環境は一体のものであることを知りました。

その後、産業公害防止の努力がなされ、各種の法律や規制、自治体や企業による公害対策の実施によってかなりの改善がみられるようになりました。

しかし、新たに「生活排水による水質汚濁」や「自動車排ガスによる大気汚染」などの都市・生活型の環境問題が近年、顕在化してきました。さらに、人間や生き物の生存つまり地球生態系を脅かすような「酸性雨」「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「熱帯林の減少」「砂漠化」「野性生物種の減少」「有害廃棄物の越境移動」「海洋汚染」「南北問題による環境破壊と富の偏り」「貧困や病気」などの諸問題が地球的規模で進行しています。

このような環境問題解決のためには、一方ではグローバルに国際的なパートナーシップを組むことが大切ですし、他方ではローカルに解決をめざした地域的なパートナーシップを組んで行動する必要があります。すなわち環境問題に対しては、地球市民としての人間一人ひとりの自覚と国際的な協働と、地域住民一人ひとりの自覚と地域的な協働が深くかかわっていく必要があるでしょう。

(3) 環境学習の必要性

環境問題の解決のために、まず個人のライフスタイルを変革するとともに、広く「共通の問題」として自然や社会の環境の状況を考え、社会経済システムを変革するための行動に移ることが大切です。

そのためには、社会共通の価値観として「環境を大切にする行動規範＝環境倫理」を確立し、環境に対する豊かな感性や行動力、そして日常のライフスタイルにおいて身についた「環境モラル」をもつ人を一人でも多く育てる必要があります。

こうして、一人ひとりが地球規模の環境問題を解決する主役であることを自覚し、「環境を守る」という環境倫理の枠組みを共有した上で、環境に配慮した生活と行動を実践し、持続可能な循環型社会をつくる担い手となるために「環境学習」が必要となるのです。

「中央環境審議会答申」（平成11年12月）：環境学習の定義

「環境教育・環境学習は、人間と環境との関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成を目指すもの」

環境学習は実施にあたって、総合的であること、持続可能な循環型社会の実現という長期目標において具体的な目的を明確にすること、体験を重視すること、さらに地域に根ざし地域から広がるものであることなどが求められるのです。その際、人間と環境のかかわりについての認識、自己責任、循環型社会に向けての主体的行動を身につけることが目指されます。そして環境学習は、本章以下の各論でステップ1「きっかけ」、ステップ2「はじめの一步」、ステップ3「つぎの一步」というように展開されます。

(例：「里山・森林」をテーマとした環境学習)



ステップ1「きっかけ」
里山の素材で工作遊び



ステップ2「はじめの一步」
里山の観察で生態系を学ぶ



ステップ3「つぎの一步」
里山保全活動に参加する

(4) 環境学習で育む環境力

「ベオグラード憲章」（1975年）では、環境問題解決や環境保全・改善のために「個人及び社会集団が具体的に身につけ、実際に行動を起こすために必要な目標」として、「関心」「知識」「態度」「技能」「評価能力」「参加」の6つが挙げられました。

日本では、文部省（当時）が平成3年、4年に発行した「環境教育指導資料（中学・高等学校編）（小学校編）」において、学校で提供する環境教育の目標を「環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成する」と明記しています。

さらに「中央環境審議会答申」（平成11年12月）、「新環境基本計画—環境の世紀への道しるべ—第3部第7節」（平成12年12月）では、国民の「日常生活や社会活動の全ての過程に、環境問題の本質的な解決に結びつく具体的な行動、活動を組み込んでいく」ために、例えば環境に負荷を与えないライフスタイルを確立する、環境を保全する活動に参加するなど、環境学習の推進により養うべき力として「問題を発見し、解決していくための行動を判断・選択する能力」（問題解決能力）を掲げています。

私たち現在の世代の責務は、直面する環境問題を解決する努力により、次世代の環境をよりよいものに整えることです。私たちが子どもの時代から自然的・社会的・精神的環境を総合的・縦断的に学び、環境の全体的な関連性を学んだ上で環境意識を高め、潜在的な環境力を顕在化していく環境学習が大切となります。

学習者が主体的に学び、自らの行動を変えていく姿勢・態度をもち、問題解決の能力を育む環境力を高めるためには、

- ①環境、とりわけ自然に感動する感性と畏敬の念
- ②生態系を基盤とした環境のメカニズムの理解
- ③自然における原体験を基準として、環境汚染や破壊を認知する眼と直感力
- ④多面的で多面的な見方と価値多元性の分析能力と多様性の許容
- ⑤実践活動に主体的に参加し、よりよい環境を築いていく行動力
- ⑥自ら課題を見つけその答えを求めめるための、トライ・アンド・エラーを行なう忍耐力
- ⑦環境を大切にするという人間共通の価値観（環境倫理）
- ⑧日常生活において、環境倫理に基づいた環境モラルの習得と、環境配慮行動を伝え広めていく伝達力・表現力・指導力

を段階的に身につけていくことが必要不可欠です。

(5) 年齢・発達段階に応じた環境学習推進の目標

環境学習は、幼少期から成人期そして生涯をかけて体系的、継続的に行われることが大切であり、年齢を目安にした発達段階に応じた環境学習推進の目標をたてるとよいでしょう。その個々の目標は、段階が上がるごとに持続可能な循環型社会を一歩一歩実現するという大目標に近づくことになるでしょう。

〈年齢・発達段階に応じた環境学習推進の段階〉

幼児		生活の中で、周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわれるようになる。 →体全体で自然と親しむ。自然の原体験を通じて「センス・オブ・ワンダー（驚きと感動の感性）」（R. カーソン）を獲得する。家庭環境のしつけも大切。
小学校	低学年	身近な自然環境に対する感受性や興味・関心をもつ。自然のすばらしさ・神秘さや生命の大切さを、体験の中で感得する。 →五感を活用して自然を体験し、共感して観察することを学ぶ。
	中学年	身近な自然的・社会的・文化的環境と心の環境に触れる中で、環境問題を発見し、追求する。 自然・社会・文化と自分とのかかわりを、体験しながら感得する。 →触れあった環境をあるがままに受け入れ、言語や絵などで表現する。
	高学年	自分の体験や学習、収集した情報を基に、立場の違う人々や生き物に対する思いやりをもち、判断や推理ができるようになる。 自然や社会や人間とのつながりや、それらにおける循環という考えを身につける。 人が環境に与えている影響について学ぶ。 →環境に積極的に関わり、環境を大切にする行動がとれるようになる。

小学生	全学年	日常生活において「生き物をかわいがる」「ものを大切に長く使う」「あいさつをきちんとする」など、環境モラルを身につける。
中学生		環境問題の歴史や地域文化・伝承から未来に向けての行動すべき方向を学び、環境保護・保全に対して自分の意見を持ち、意思表示できる。 科学的分析力を持ち、環境問題が発生するメカニズムからその原因と結果を理解する。 地域環境保全に貢献する初歩的な科学的思考ができるようになる。 →環境に配慮したライフスタイルを実践する。環境モラルから環境倫理へ。
高校生		解決に向けて環境問題を総合的・縦断的に考え、主体的な価値選択と意思決定ができるようになる。 環境保護・保全・創造に積極的に取り組む。 インターネットなどで国際的な情報を集める。ホームページを作成し、世界と交流する。 →環境ボランティアなどの活動に参加する。環境倫理も理論的に学ぶ。
青年～成人		日常生活で環境配慮行動を実践するとともに、年少者を指導する立場としての模範を示す。 地域や家庭において環境活動の実践者、環境学習の指導者となる。 →企業や行政などの職場においても、仕事の専門性を深めるとともに、環境への視野をもち続けるように努める。
シニア年代		人生経験を通して身につけた知恵や専門知識を生かす。 熟練した経験から次世代へとその文化と技術を伝える。 →地域環境力を担う重要な役割を生涯通じて期待される。



大目標：持続可能な循環型社会を構築する担い手となる

(6) 環境学習と総合的な学習の時間

① 現在の問題点

地球規模の環境問題の顕在化により、環境教育の必要性は国内外で認識されるようになり、学校教育においても「生活科」や「総合的な学習の時間」などを利用して環境教育や環境学習が実施されるようになりました。しかし、「県民意識調査」等に示されるように、環境問題への認識は高まっているものの、その意識が具体的な環境を保全する行動の実践に必ずしも結びついていないのが現状です。

その背景には、学校で学んでいることが生活に反映しなかったり、生活の中で経験していることが学校の学習に活かさない、つながらないといった、家庭・学校・地域の関連性が理解できないことがあります。つまり、「これが大切」という価値観を家庭・学校・地域の社会が共有していないことが問題なのです。そうした中で育った子どもは、「自分は どう生きていけばいいのか」を判断できなくなり、それに加えて心身ともに飽食の社会環

境の中で、環境に配慮した生活よりも便利な大量消費型の楽な生活へと流れていきます。

そこで、環境学習の基盤に社会共通の価値観として「環境倫理」を置くことが必要となるのです。家庭・学校・地域どこでも、このような社会共通の価値観が行動規範となるような地域の仕組みづくりが、県・市町単位で望まれます。環境倫理とは、具体的には日常のあいさつや生命を尊ぶ心などの「環境モラル」として考えてよいでしょう。地域の環境力を安定させ高めるためにも、このような公衆道徳としての環境モラルを啓発していく必要があります。

② 家庭・学校・地域の連携と総合的学習の時間

家庭では、身近な自然に子どもを連れて、動物や植物、美しい景観に触れる体験をさせることが大切です。そのときに感じたこと、触れたものは、自然の原体験、幼児の頃の原風景となり、環境に対する一生の価値基準となるでしょう。さらに若い世代、とりわけ子どもの「心の環境」を健全に育む必要があります。そのためには動植物を育て親しみ、一生を看取る「いのち」の教育も大切なものとなります。

地域では、年齢、職業、価値観の異なった人々が日常生活を営みながら自治会や子ども会といった共通の目的をもったグループを構成しており、地域を住み良くするために環境保全活動が実施されています。また、地域には、環境保全に関して子どもたちの指導者となれる経験豊富な人々、観察やものづくりに協力できる人々が住んでいます。その人たちとパートナーを組むこともよいでしょう。

子どもたちにとって家庭や地域は、自然・社会・文化・生命などを学ぶ場、さらに学校における「総合的な学習の時間」で学んだ知識や体験についての情報を交換していく場です。学校教育における総合的な学習の時間は、学校という狭い空間だけでは十分な効果をもたらしません。その意味で、環境学習にとっては、家庭・学校・地域の学社連携が大切なこととなります。

さらに、環境関係の研究機関・大学、教育・環境行政、事業者などは、地域・学校に対し、自然の仕組みや人間と環境のかかわりについての知識・問題解決の方法などについて積極的に情報提供、技術支援していくことが求められます。

兵庫県では、従来のPTA活動（Parent-Teacher-Association）に地域の住民が加わり、地域が一体となって子どもたちの教育に参画・協同する新たな教育体制「PTCA」（Parent-Teacher-Community-Association）を平成14年度より開始しています。「C」としての活動団体や環境NPOが、「子どもが会う大人は親と先生のみ」という現状の中、子どもたちと多様な立場で働いている多くの大人が会う機会を作ることによって「生きる力」「生き方を選択する力」を育むことが必要です。NPO等は、家庭の保護者、学校の教師、地域で活動し働く大人たちを結びつけ、環境学習を地域や学校で継続的に実践できるシステムを作っていく担い手となることが求められます。

(7) 循環型社会をめざす環境学習のすすめ方

今まで示してきた「環境学習によって育む力」、つまり環境や環境問題に関して「学び方を学ぶ力」「問題を解決する力」「自分の価値観を自覚する力」「自分で選択する力」

は、子どもたちがまず驚きと感動の感性（センス・オブ・ワンダー）でもって疑問を見出し、自らの力でその答えを見つけていくことによって養われます。

繰り返し述べたように、幼いころの自然の原体験が必要です。その原風景がその人の自然や環境に対する見方の基準になります。その意味で、「関心」や「感受性」を培うためには、体験学習が効果的です。人が最も学ぶのは心が動いたときです。環境について、見たり、触れたり、人と話し合ったり、体を動かしてこそ、感動する心は触発されます。そのようにして心が動けば、新しい学びが始まり、もっと知りたい、わかりたいという要求と「知識」になり、環境の復元・修復・創造のための「技能」「評価能力」となり「参加」する行動となります。

こうして、得た体験を生活の知恵とし、自らの生き方に反映していくためには、体験の後、「自分たちの生活環境の中でできること」をもう一度考え、日常生活で実践してみることが必要です。それも一度限りではなく、発達段階の継続の中で習慣化されて身につくまで、繰り返し行なうことが大切です。

【環境学習のすすめ方】

課 題	内 容	活 動
豊かな感性の育成	五感を使った活動 動物や植物と触れあう 星空や自然の風景に眼をやる	自然環境におけるフィールドワーク
身近な環境の問題の理解	地域の問題や歴史・文化遺産を学ぶ	街の中での調査や博物館の資料などで勉強
統合的な把握力の要請	自然・社会・人間とのつながりを総合して体系化する	体験や知識を整理するためにKJ法※などを行なう
問題解決能力の修得	過去の公害や生活排水などの都市型公害を考える。またライフスタイルを反省する。	ディベィティング 発表会、フォーラムなど
主体的に働きかける態度や価値観の獲得	多様な価値を認め、それぞれの価値観に自分を置く。その上で自分ならどうするかを考える	環境活動ボランティアに参加してみる
専門分野の知識と技術の修得	持続可能性、開発循環などの概念を学び専門的知識と技術を身につけ、駆使する	研究機関や大学の専門家の話を聞いたり、できる範囲で補助経験をつむ
パートナーシップの構築	地域の環境力を高めるために、パートナーシップを組み、ネットワークを広げる	学社連携・高大連携、NGOや行政と連携

※注：KJ法は、蓄積された情報から必要なものを取り出してカードに書き込み、関連するものをつなぎ合わせて整理・統合する手法。

このように、課題・内容・活動を明確にして、環境学習を進めることによって、循環型社会の実現が可能となるでしょう。

(8) 指導者の役割とパートナーシップ

指導者の役割は、学習者が自分で価値あるものを見つけ出し、自分が何をしなければならぬかを考え、自ら選択、行動していける評価能力を培うようサポートすることです。つまり指導者は、様々なプログラムの進行を通じて、直接又は間接的に学習者とかかわり、学習の過程を助ける役割を担います。そのためには、内容を単なる知識として教えるのではなく、主体的で体験的な課題を通して、共感して「心を揺り動かす」ことが欠かせません。

指導者の役割として、学習プログラムを企画し方向付けをするリーダー（指導者）の役割、発達段階に合わせたプログラムを立案するプロデューサー（製作者）の役割、学習者の要求にこたえる計画をするプランナー（計画者）の役割、外部との関係調整をするコーディネーター（調整者）の役割、限られた時間で学習者の学びと活動がスムーズに進行するように促すファシリテーター（促進者）の役割などが求められます。学習活動の主役は学習者でも、指導者がリーダー、プロデューサー、プランナー、コーディネーター、ファシリテーターとしての役割を果たせない場合は、学習者の生きる知恵として実践行動に結びつかない、その場限りの体験となることもあるので注意が必要です。

【指導の留意点】

- 学習者全員が主体的・自発的にプログラムの各セッションに参加できるよう心がける。
- 自ら考え問題を解決する力を育てるため、課題やテーマを押しついたり、プログラム通り行くように意図しすぎないようにする。
- 指導者と学習者、学習者同士のコミュニケーションが自然に成立するようにする。
- 指導者自身が環境教育について学び様々な環境学習の行事に参加したり、実践で臨機応変に対処する体験を積み、自己自身の資質や能力を磨く。
- 自然の仕組みや人間と環境の関わりについての知識、問題解決の技能を追求するため、環境NPOや環境関係の研究機関・大学、学校教育、環境行政、事業者など、地域に対し積極的に情報や意見の交換をする。

こうした環境学習は、各地域においてより広くネットワーク化される必要があります。環境学習は「パートナーシップ」によって、一層効果的なものとなり、地域の潜在的な環境力をひき出すものとなりましょう。その場合、ステップ1「きっかけ」、ステップ2「はじめの一步」、ステップ3「つぎの一步」をこえて、意欲的な「さらに…」の段階を迎えるでしょう。このような手続きをふむことによって、より高い環境学習の目標を達成できると考えられます。

甲南大学文学部教授 谷口 文章